

佐賀県告示第百六十三号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のとおり許可した。

平成二十四年五月二十五日

佐賀県知事 古川 康

地方卸売市場名	開設者名	所在地	廃止年月日
地方卸売市場神埼魚市場	株式会社神埼魚市場	神崎市神埼町田道ヶ里二一〇〇番地三二一	平成二四・五・三一